

■□■ 災害時安否確認システム AmpiTа ソフトウェア利用規約 ■□■

本契約は、利用者様(個人又は法人を問わない。)と、AmpiTа Project(以下、『提供者』という。)との間で、利用者様による第1条に定義する本ソフトウェアの利用にあたり締結される契約(以下、『本契約』という。)に適用される条項であり、利用者様は本契約に同意の上、提供者が定める所定の手続きにより提供者が承諾した場合にのみ、本ソフトウェアを利用できる。

第1条(定義)

1. 『本ソフトウェア』とは、提供者が提供する安否確認システム『AmpiTа』ソフトウェアプログラムの全エディション及びこれに付随する文書等一式をいう。
2. AmpiTаには以下のエディションを設ける。
 - (1) アドバンスドエディション (Advanced Edition: 最上位版)
 - (2) アカデミックエディション (Academic Edition: 学術版)
 - (3) 連携協力版 (Cooperation Edition)
 - (4) 患者版 (Patient Edition)
 - (5) 試用版 (Sample Edition)

第2条(著作権等の帰属)

本ソフトウェアに係る著作権その他の知的財産権(以下、『著作権等』という。)は、提供者または当該著作権等の権利を有する第三者に帰属する。提供者は、本ソフトウェアを利用者様に提供し、本ソフトウェアの利用を許諾する権利を有していることを保証する。なお、本契約によって、利用者様に対する本ソフトウェアに係る著作権等その他何らかの権利の譲渡等を意味するものではない。

第3条(利用許諾)

1. 提供者が定める所定の手続きにより提供者が承諾した場合にのみ利用が許諾される。
2. 自然人たる利用者様の個人的使用の目的、あるいは法人たる利用者様の法人組織内部での使用の目的で、以下のすべてに該当する場合、本ソフトウェア又はマニュアルを複製することを許諾する。
 - (1) 複製元および複製先が本ソフトウェア利用許諾を受けた者である場合
 - (2) 複製元、複製先の双方で本ソフトウェア利用許諾を受けた者と同一組織の安否確認の用に供する場合
 - (3) 複製元、複製先の双方で安否確認に用いられる電子メールアドレスが同一である場合
 - (4) 本ソフトウェア利用許諾を受けた者が複製元および複製先の本ソフトウェアの破棄・消去に至るまで管理できる場合
 - (5) 複製することに合理的理由がある場合

第4条(利用申請)

1. 提供者は、利用者様からの利用申請を受理し、承諾した場合にライセンスキーを発行する。
2. アドバンスドエディションの利用申請は株式会社ベクターが提供するソフトウェアダウンロードサイト『ベクター』(<http://www.vector.co.jp>)より同社既定の方法にて行う。
3. アカデミックエディションの利用申請は提供者が企画運営するウェブサイト(<http://www.ampita.net>)から利用申請書類をダウンロードし、所定事項を記入して申し込む。同時に研究計画書、研究報告誓約書を提出する。
4. 連携協力版および患者版利用申請は提供者が企画運営するウェブサイト(<http://www.ampita.net>)から利用申請書類をダウンロードし、所定事項を記入して申し込む。
5. 試用版の利用申請は不要とする。利用希望者は提供者が企画運営するウェブサイトまたはベクターウェブ

サイトからダウンロードし利用できる。

6. 以下のいずれかに該当する場合、提供者は利用申請を受理しないことがある。
 - (1) 申告した登録内容に虚偽、誤記、または記入漏れがあったことが判明した場合
 - (2) 過去に本契約違反などにより強制解約させられていることが判明した場合
 - (3) 過去にサービスの利用料金等の支払い債務の履行を遅延し、または支払いを拒絶したことがある場合
 - (4) その他提供者が会員として不適切と判断した場合
7. 登録内容に変更が生じた場合は、速やかに変更手続きを行うものとする。

第5条(利用料金)

1. 本ソフトウェアのアドバンスドエディション以外は無償提供とし、利用料金は課せられない。
2. 本ソフトウェアの利用料金は利用開始時に課金され、継続利用時の月額料金等は課せられない。
3. 利用者様は、本ソフトウェアの利用料金を、別途提供者が定める料金および支払方法に従い、本ソフトウェアの利用開始時に一括納入する。
4. 提供者は利用者様からの入金を確認した後、利用制限を解除するライセンスキーを発行する。
5. 課金対象のソフトウェアプログラムには試用期間を設けず、試用版をもって試用されるものとする。
6. 利用者様がすでに支払った利用料金は、いかなる場合においても返還されないものとする。

第6条(契約の成立、効力及び終了)

1. 本契約は、利用者様が本ソフトウェアをインストールし、利用を開始し、又は利用者様の占有若しくは管理下に置いた時点をもって成立し、効力を生じるものとする。
2. 利用者様は、利用者様の占有又は管理下にある全ての本ソフトウェアを消去、破棄した上で廃止申請し、その受理をもって本契約を終了させることができる。
3. 提供者は、利用者様に事前に通知すること又は利用者様の同意を得ることなく、本契約を変更又は終了させることができる。この場合、提供者は、本契約の変更又は終了の旨を、提供者ホームページに掲載し、又はこれと同等の方法によって利用者様に周知するものとし、当該いずれかの方法による周知の開始のときをもって本契約が変更され又は終了するものとする。
4. 利用者様が、本契約の条項のいずれかに違反した場合、提供者は利用者様に事前に通知することなく本契約を解除することで、本契約を終了させることができるものとする。
5. 理由のいかんを問わず本契約が終了した場合には、利用者様はいかなる理由においても本ソフトウェアを利用することはできない。利用者様は、本ソフトウェアの利用を直ちに中止するとともに、利用者様の占有又は管理下にある全ての本ソフトウェアを速やかに破棄及び消去等を行うものとする。
6. 本条第5項及び第6項ならびに第7条から第9条の規定は、本契約終了後も有効に存続するものとする。

第7条(遵守事項)

1. 利用者様は、次の各号に定める行為を行ってはならない。
 - (1) 利用許諾の範囲を逸脱して本ソフトウェアを複製して利用し、また、本ソフトウェアの一部のみをインストール又は利用する行為。
 - (2) 本ソフトウェアを翻案、改変し、又はリバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブルする行為。
 - (3) 本ソフトウェアの全部又は一部を、有償、無償問わず第三者に開示、提供、販売、頒布、送信可能化、公衆送信、貸与、譲渡、再利用許諾その他の処分をする行為。
2. 利用者様は、本ソフトウェアの利用にあたり、著作権等およびその他第三者の権利を侵害しないよう配慮するものとし、利用者様による本ソフトウェアの利用により第三者との間で当該第三者の権利を侵害した又は侵害するおそれがあるとして紛争等が生じた場合は、利用者様ご自身の責任と負担においてこれを解

決するものとする。

3. 利用者様は、本ソフトウェアを非商業的な利用に限り利用することができるものとし、営利目的のために利用することはできない。

第8条(免責)

1. 提供者は、本ソフトウェアに瑕疵が発見された場合、別に定める方法により、利用者様に対しその旨を通知するとともに、瑕疵のない本ソフトウェアの提供又は当該瑕疵を修補すべく努める。ただし、その実現を保証するものではなく、本ソフトウェアの瑕疵に起因して利用者様が被った直接的または間接的損害(通信機器、ソフトウェア等の破損を含む。)および第三者が被った損害については一切責任を負わない。
2. 提供者は、本ソフトウェアを現状有姿のまま提供するものとし、第三者の知的財産権およびその他の権利の非侵害性、商品性、完全性、有用性及び特定の目的に対する適合性を含め、明示又は黙示を問わず一切保証しない。
3. 提供者は、本ソフトウェアのインストール、利用、不利用または利用不能等、利用者様その他の第三者が本ソフトウェアに関連して直接的または間接的に被ったいかなる損害(提供者の予見可能性の有無を問わず発生した特別損害、間接損害及び逸失利益、機会の損失、データの喪失等を含む)についても責任を負わない。

第9条(損害賠償)

1. 利用者様は、いかなる理由によるものであれ、本ソフトウェアに起因して発生した一切の損害について、提供者に対し損害賠償請求、その他の支払いを求めることはできない。
2. 提供者は、利用者様が本契約の条項に違反したことにより損害を被った場合には、その損害の賠償を利用者様に請求することができるものとする。

第10条(サポート等)

提供者は、提供者が別途定める条件および方法に従い、本ソフトウェアに関するサポートを提供する。

第11条(案内メールの送信)

1. 提供者は、利用者様に対して本ソフトウェアもしくは提供者研究開発活動等に関する案内メールを配信する場合がある。
2. 利用者様は、本契約の成立をもって当該メールの配信を承諾したものとみなす。
3. 当該メール配信を希望しない場合、アドバンスドエディション利用者に限り利用契約成立後に当該メールに配信を希望しない旨を記して返信することによって停止することができる。

第12条(個人情報の取り扱い)

1. 提供者は、利用者様にかかわる個人情報について、本契約に従って取り扱う。
2. 個人情報の適切な保護と管理の必要性を認識し、プライバシーを尊重する。
3. 利用者様は提供者の個人情報について厳密な保持に努める。

第13条(ソフトウェアプログラム エディション)

1. アドバンスドエディションは以下のとおり運用される。
 - (1) アドバンスドエディション利用許諾を受けた場合に利用できる。
 - (2) 本ソフトウェアの最上位版とし、一般利用のために備えられたすべての機能を利用できる。
2. アカデミックエディションは以下のとおり運用される。
 - (1) 本ソフトウェアを用いた研究や教育を行う場合において、アカデミックエディション利用許諾を受け

た場合に利用できる。

(2) 本ソフトウェアならびに提供者の趣旨に合致した学術利用を目的に提供され、本ソフトウェアの機能は概ねアドバンスドエディションと同等とし、起動時にアカデミックエディションであることを示す。

(3) 提供条件の履行困難、条件不一致となった場合、本契約を終了しなければならない。その際、他のエディションへ変更は妨げない。

3. 連携協力版は以下のとおり運用される。

(1) 本ソフトウェアに関連する知見、災害対策マニュアル、災害訓練や災害体験の報告など提供者の研究開発活動に求められる情報を積極的に提供する場合において、連携協力版利用許諾を受けた場合に利用できる。

(2) 提供者に対し積極的に協力する利用者様への提供を目的とし、機能は概ねアドバンスドエディションと同等とし、起動時に連携協力版であることを示す。

(3) 提供条件の履行困難、条件不一致となった場合、本契約を終了しなければならない。その際、他のエディションへ変更は妨げない。

4. 患者版は以下のとおり運用される。

(1) 医療機関、福祉施設、患者会など患者への利用が客観的に理解できる組織が、所定の利用申請を経て患者版利用許諾を受けた場合に利用できる。

(2) 本ソフトウェアを患者の安否確認のためだけに利用することを目的に提供され、患者安否確認機能および諸設定機能のみが利用できる。

(3) 患者版を患者以外の安否確認に利用してはならない。

5. 試用版は以下のとおり運用される。

(1) 本ソフトウェアの導入を検討し、その評価を目的とする場合に提供される。

(2) 機能や動作に著しく制限がかけられる。そのため、災害等の安否確認に試用版を用いてはならない。

第14条(その他)

1. 利用者様は、本ソフトウェアを国外に持ち出す場合には、日本の輸出入関連法規類を遵守するものとする。利用者様は、本項の規定に違反した行為により生じるいかなる問題についても、利用者様自身の責任と負担でこれを解決するものとする。

2. 利用者様は、本契約上の地位の全部又は一部を第三者に移転することはできない。

3. 提供者は、利用者様への事前の告知なく本ソフトウェアの仕様を変更し、本ソフトウェアの提供を中止する場合がある。

4. 本契約は、日本国の法令を準拠法とする。

5. 本契約に関連する疑義が生じた場合には誠意をもって協議、解決するものとする。

6. 本契約に関連する一切の紛争は、提供者所在地を管轄する地方裁判所を唯一の専属的合意管轄裁判所としてこれを解決するものとする。提供者の所在地は兵庫県伊丹市、裁判所は神戸地方裁判所伊丹支部とする。

附則

本契約は2013年6月1日から施行する。

以上